

# いぶき野小学校PTA慶弔規定

いぶき野小学校PTA

| 項 目  | 金 額     | 対 象          | 参 列・その他                             | 弔電 | 連絡網        |
|------|---------|--------------|-------------------------------------|----|------------|
| 弔 慰  | 献花      | 児 童          | 学校代表(校長または教頭)<br>担任・児童代表<br>PTA本部代表 | ○  | 全会員        |
|      |         | 会 員<br>(保護者) | 学校代表(校長または教頭)<br>担任<br>PTA本部代表      | ○  | 在籍学<br>級会員 |
|      |         | 職 員          | 学校代表(校長または教頭)<br>児童会代表・PTA本部代表      | ○  | 全会員        |
|      |         | 職員の配偶者       | 学校代表(校長または教頭)<br>PTA本部代表            | ○  | 全会員        |
| 災害見舞 | 10,000円 | P T A 会 員    | 会員の家庭に災害が起きた時                       | —  |            |

※上記のすべて、「返し」はなしとする。

## 付 記

(学校職員)

- ① 学校職員の一親等の親族が亡くなった場合、会長はPTAを代表して、電文により弔慰を表すものとする。また、これにかかる費用はPTAの会計より支出する。  
なお、会長は次回の実行委員会において、その旨を報告するものとする。

(PTA実行委員会参加者)

- ② PTA実行委員会参加者(本部役員・専門委員長等・校長・教頭・担当者)  
の一親等の親族が亡くなった場合、会長は実行委員会の参加者に緊急の連絡をする。なお、告別式等への参加は任意とする。
- ③ 入院加療については、連絡およびお見舞いはしないものとする。
- ④ 慶事(出産・婚姻等)については、連絡およびお祝いはしないものとする。
- ⑤ 個人の立場で行う慶弔については、これを妨げない。
- ⑥ その他、緊急な場合は会長の判断によるものとする。

1 この規定は、実行委員会にはかり改正することができる。

2 平成 5年 2月27日より施行する。

平成 8年12月14日改正

平成10年 7月 4日改正

平成16年 7月10日改正

平成17年 7月 9日改正

平成18年 3月 5日改正

平成24年 7月 7日改正